

自社株式の相続人等に対する売渡し請求 ～譲渡制限株式の売渡し請求のウィークポイント～

ご案内

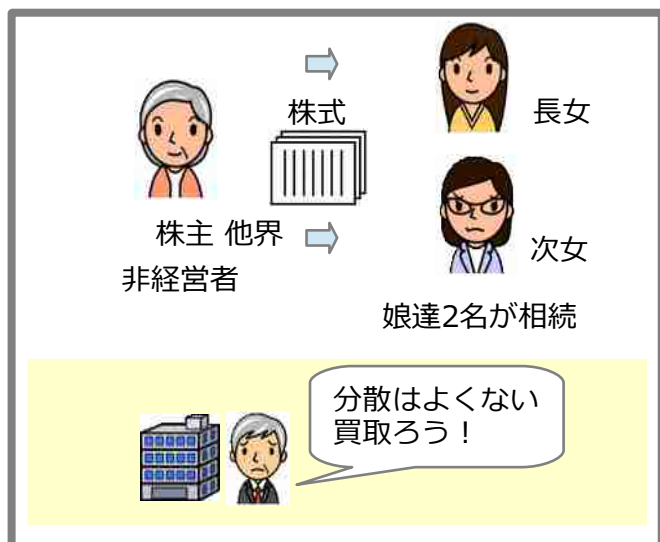
～とても便利な制度ですが大きな弱点が潜んでいます。～



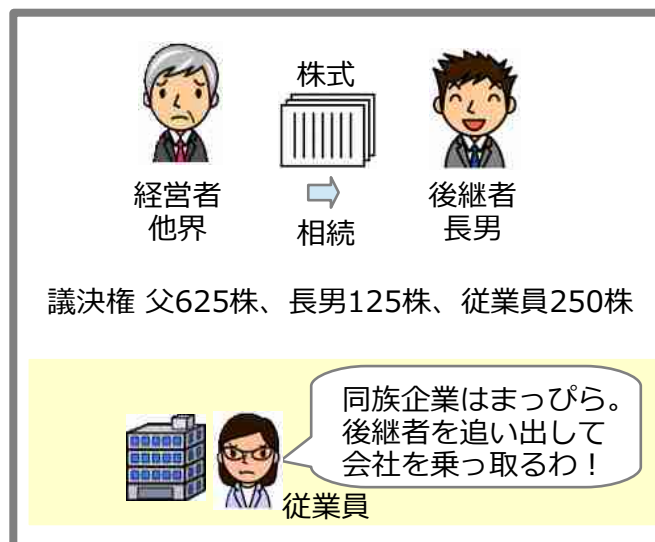
自社株式の「既存株主の死去にともなう相続人への移転」は、議決権の分散や会社経営陣にとって望ましくない株主の出現を招く可能性があるため注意が必要です。

会社法では、このリスクを回避する手段として、相続人に対する自社株式の売渡しの請求を認めています。この制度は手放しで良い制度とは言えません。今回は、この制度の注意点を確認します。

経営者以外の方が亡くなった場合



経営者が亡くなった場合



手続き

(相続開始前に)

- ①定款変更 (株主総会・特別決議)
相続人への売渡し請求を定款に記載

(相続開始後に)

- ②株式買取決議 (株主総会・特別決議)
→期限は、1年以内！
- ③売渡し請求・買取価格の協議
価格協議不調の場合
→裁判所に価格決定の申立て
→期限は請求から20日以内
20日以内に申立てがないと・・・
→売渡し請求は効力を失う！

注意点・・・定款記載だけでは不十分！
会社に分配可能額 (剰余金) がないと・・・
会社は自社株式を買取ることができません！

手続き

- ①従業員が株主総会の招集請求
(議決権3/100で可能)
- ②株式買取決議 (株主総会・特別決議)
→会社法上、相続人 (後継者) は特別な利害関係人であり株主総会決議に参加できない。議決権は従業員のみが行使可能で決議は成立！
- ③後継者が相続した「父の625株」は
会社を買取、筆頭株主は従業員に！
- ④従業員が代表取締役就任
→会社の経営者は従業員に！

「本当に起こるかどうか？」は分かりませんが、定款に定めがある方はご注意を！

